

災害時等における資機材の調達に関する協定書

大分県大分市（以下「甲」という。）及びトラスコ中山株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における資機材の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、緊急対処事態等、その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）において、資機材を調達する必要があると認められるときに、その実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（要請の内容）

第2条 甲は、乙が国内物流拠点で取り扱う資機材を調達する必要があるときは、乙に対し、甲及び乙が協議の上指定する小売業者（以下、「指定小売業者」という。）を介して資機材の供給を要請することができる。

2 甲は、災害時等において、指定小売業者への通信手段に障害等があるなど急を要するときは、乙に対する通知をもって、指定小売業者に対する資機材の有償供給を求める意思表示に代えることができるものとする。この場合には、甲は指定小売業者に対して事後にこの旨を通知するものとする。

（資機材の範囲）

第3条 甲が、指定小売業者を介して乙に供給を要請する資機材は、次に記載するものうち、甲が指定するものとする。

- （1） 乙が国内物流拠点に常時備蓄している緊急時備蓄品
- （2） 乙の商品検索サイト（トラスコオレンジブック・COM）に掲載されている資機材
- （3） その他、乙の取扱商品で甲が指定する資機材

（要請の手続）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、災害緊急物資要請書をもって、ファクシミリ又は電子メールにより行うものとする。ただし、急を要するとき又は通信手段に障害があるときは、口頭で要請し、その後速やかに災害緊急物資要請書を交付するものとする。

2 乙は、甲から第2条第2項による通知を受けた場合、その通知を口頭により受けたときは口頭により、その通知を災害緊急物資要請書の送付により受けたときはその写のファクシミリ送信若しくは電子メール送信の方法により甲からの通知内容を速やかに指定小売業者に通知するものとする。

（価格）

第5条 指定小売業者が甲に対して供給する資機材の価格は、甲及び指定小売業者が協議して定める。

2 甲に対する資機材の引渡しに要する運賃は甲の負担とする。

(資機材の運搬、引渡し)

第6条 資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとする。ただし、交通事情等により甲が指定する引渡し場所での引渡しが困難な場合、指定小売業者又は指定小売業者に代わって引渡しを行う乙は甲に対し、引渡し場所の変更を求めることができるものとする。

2 引渡し場所までの資機材の運搬は、原則として指定小売業者又は指定小売業者に代わって引渡しを行う乙が行うものとする。ただし、指定小売業者又は乙による運搬が困難な場合、甲の指定する者が行うことができるものとする。

3 甲は、原則として引渡し場所に職員を派遣し、資機材を確認のうえ受領するものとする。

(代金の支払い)

第7条 前条の規定に基づき甲が負担する費用は、指定小売業者の請求後速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

2 指定小売業者及び乙間での支払いは別途、両者間で定めるところによる。

(支援体制の整備)

第8条 乙は災害時に本市への支援が円滑に行われるように体制の整備に努めるものとし、甲はそれに協力するものとする。

(災害時等における情報提供)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙にて協議するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結日の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙から書面をもって協定の終了を通知しない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年3月2日

(甲) 大分市荷揚町2番31号

大分市

大分市長

足立 信也

(乙) 住所 東京都港区新橋四丁目28番1号

氏名

トラスコ中山株式会社

代表取締役社長 中山 哲也